

小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期案）に対する意見

2019年2月21日
全国商工団体連合会
会長 太田 義郎

小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期案）について、以下の意見を述べる。

1、「第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針」に関して

（1）「1. 現状認識」の冒頭では、この4年間で小規模事業者が約29万者も減少したと記し、「小規模事業者のみが減少した4年間であったいえる」と述べている。そして「我が国は、人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面しており、これらの構造変化が地域の経済・雇用を支える小規模事業者に、引き続き大きな影響をもたらしている」と分析している。

小規模事業者の減少が上記「構造変化」に起因することは否定しない。ただし、これだけでは現状認識としては不十分である。小規模企業振興基本法（2014年6月成立）、小規模企業振興基本計画（同年10月策定）の4年間は、消費税率の引き上げ（5%→8%。14年4月実施）と時期を同じくする。消費税率引き上げにより、それまで弱々しくも回復していた家計消費（GDPの約6割）は落ち込み、それは今もなお続いている。経済の土台が増税で痛手を負ったままなのである。全国商工団体連合会付属中小商工業研究所が実施する営業動向調査によれば、リーマンショックの経済危機以降、回復基調をたどっていた売上DI値は、14年4月の消費税率引き上げで悪化し、以後停滞している。消費税率引き上げは小規模事業者の事業存続に大きな影響をもたらしている。

第Ⅱ期案が策定される本年は、折しも10月に消費税率10%増税が予定されている。「1. 現状認識」においては、消費税率引き上げが経済の低迷・小規模事業者の経営を困難にしてきたことを率直に書き加えるべきである。

（2）「2. 基本的考え方」では、「『数』ではなく、小規模事業者が地域経済や産業に与える面的な影響を踏まえた『機能』を育成・維持していくことが、今後は求められていくこととなる」とし、「小規模事業者の『持続的発展』に加え、地域の『持続的発展』も重要要素に加える」「地域にとって必要な小規模事業者の支援をより拡充する方向へと深化させていく」としている。

「地域の『持続的発展』」を加えたことは注目される。ただし、「数」ではなく、地域経済への影響力が強い「けん引企業」への「選択と集中」支援へシフトチェンジがなされるのではないかと懸念する。そもそも地域にとって必要であるか否かは、行政が決めるものではなく、支援拡充の方向性は、その地域に存在するあらゆる小規模事業者を念頭に置くべきである。「数」についての支援拡充も重視し、必要な予算措置を行うなど、「小規模事業者の『持続的発展』」の支援強化が後景に追いやられることないようにすべきである。

2、「4つの目標」に関して

(1) 地方公共団体の役割と責任の分担を明らかにすること

国は国としての「基本計画」を策定するが、国の「基本計画」を踏まえ、地域特性を踏まえた具体的な施策を策定し、その実施を図っていくのは地方公共団体の役割である。地方レベルでは地方公共団体が中心になり、また調整役となり、支援機関、地域金融機関、そして幅広い中小業者団体など関係団体の声を束ね地域社会の実情を踏まえた「基本計画」を策定していくことが望ましいと考えられるので、そのことを明記されたい。

その際、この間各地で制定が相次いでいる中小企業振興基本条例や小規模企業振興条例の理念も参考にすべきである。

また、「基本計画」を策定・実践していくには、予算の裏付けが必要になるので、自治体に必要な財政支援を行うことも明記されたい。

(2) 人手不足解消には、長期的な視野に立った若者の教育・育成を

「(2) 新陳代謝の促進」の項で、「現在、人手不足問題も深刻化しつつある」との認識の下、小規模事業者の人材確保・育成の強化策として「女性・高齢者・外国人」の能力発揮の環境整備を示している。これについて異論はない。ただし、長期的な視野に立ち、中等・高等教育現場において、若者が小規模事業者の魅力や社会的役割を学び、起業・創業・担い手確保につながる教育も重要である。その点を明記されたい。

3、「12の重点施策」に関して、「社会保険料負担の軽減をはかること」「円滑な事業資金の供給をはかること」の追記を求めるとともに、(重点施策 4、5、10、12) について補強すべき内容等について

(1) 社会保険料負担の軽減をはかること

「小規模事業者の『持続的発展』」のためには、なによりも「存続」「維持」

が前提である。社会保険料負担は売上減・赤字営業で悩む小規模企業の経営を圧迫し、事業継続に関わる重大な問題になっている。滞納で従業員の給与や売掛金が差し押さえられるなどの事態も各地で発生している。切実な要求になっている小規模事業者の社会保険料負担の軽減をはかる必要がある。小規模企業振興基本法には衆・参両院で付帯決議がなされているにもかかわらず、一向に軽減策が図られていない。これは行政府の不作为である。早急に軽減策を実施する必要があることを明記すること。

(2) 円滑な事業資金の供給をはかること

財務体質の弱い小規模事業者は資金調達に困難を抱えている。「円滑な事業資金の供給」は小規模企業の「命綱」であることから、信用保証制度の小口向け融資（限度額 2,000 万円）を活用し、小規模事業者の資金ニーズに即した一層の資金供給の必要性を明記すること。また、売上高の減少に苦しむ事業者の資金供給に役立ってきたセーフティーネット保証 5 号の保証割合を 100%に戻すこと、および「事業性評価融資」については、金融機関は小規模事業者にどうすれば融資が可能かを具体的に助言し、コンサルタントとしての機能を発揮する必要があることをそれぞれ明記すること。

(3) 「(重点施策 4)多様な小規模事業者の支援」に関して

フリーランスへの支援を取り上げたことは評価する。フリーランスの多くは低所得であり、事業継続性が危うい立場にある。かつ、契約書面の不備、低単価（発注者からの一方的な単価設定）、短納期など極めて低い地位にさらされている。フリーランスの地位向上は焦眉の課題である。この課題解決のために、一つ参考となるのが契約関係の適正化や最低賃金制度を定めた「家内労働法」である。こうした法制度も参考にしながら、フリーランスの事業者としての地位向上（事業の再生産可能な所得確保、公正な取引ルールの確立）につながる法整備を早急に進めるべきであることを明記すること。

あわせて、フリーランスは資金繰りの悩みも抱えている。(重点施策 4) では、「クラウドファンディングの活用や従来の枠組みに縛られない金融支援など、新たな支援も必要となる」と述べているが、信用補完制度・自治体制度融資、政府系金融機関において、フリーランスの資金ニーズに即した融資制度の創設・拡充をはかるべきである、そのことを明記すること。

(4) 「(重点施策 5) 起業・創業支援」に関して

「持続化補助金の活用等を通じ、商工会・商工会議所による創業支援を充実する」としているが、創業をめざす人や創業間もない人は、往々にして資金不

足に直面していることから、補助上限額や補助率の引き上げを検討するべきである、その旨を明記するべきである。

なお、個人事業主の起業・創業支援を促すために、例えばフランスの個人事業主制度（①付加価値税（TVA）の徴収免除、②売上がない期間は所得税・社会保障費は免除など）も参考に、施策の拡充・創設を明記するべきである。

（５）「(重点施策 10) 支援に向けた国と自治体の連携強化」に関して

ここでは「地方公共団体は、小規模事業者の振興が、地域経済の活性化、地域住民の生活の向上に貢献することを踏まえ、国の支援とも連携して小規模事業者支援を実施する。あわせて、より地域に密着した立場として、基本計画を踏まえ、地域の特性に応じた施策を策定し、効果的・重点的实施を図る」と記しているが、その具体化こそが求められている。

政府の 31 年度当初予算案では「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型持続化補助金）」が新設された。同事業を全都道府県で推進するよう促すとともに、予算規模（当初予算 10 億円）の拡充を明記すること。

（６）「(重点施策 12) 事業継続リスクへの対応能力の強化」に関して

中小企業庁の「中小企業強靱化研究会・中間取りまとめ」や「中小企業の強靱化に向けた取り組みについて（中小企業強靱化法案等による支援）」によれば、BCP（事業継続計画）の認定を受けた企業に対して、①低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援、②防災・減災設備に対する税制措置、③補助金の優先採択などのインセンティブを与えるものとなっている。

そして、この第Ⅱ期案（重要施策 12）においては、「(防災・減災に対する)事前対策を行う事業者への認定制度やこれに紐づくインセンティブ措置を活用することで、小規模事業者における対策を加速化していく」としているが、そもそも防災・減災の事前対策は、全ての中小・小規模事業者を対象に行うべきであり、BCP で選別し、一部の企業にインセンティブを与える性格のものではないことを念頭に置くべきである。

また、(重点施策 12) に明記の、自治体と連携した「意識啓発や事前対策実施」「(発災時における)被害情報収集体制や復旧活動体制の構築」を担う経済団体は、商工会・商工会議所に限られるものではない。様々な経済団体および地域を支える各種組織と自治体とが、連携してこそ防災・減災、復旧・復興支援が図られる、とすべきである。

4、「第 3 章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の「2. 消費増税に伴う軽減税率対応や消費税転嫁をはじめと

した取引適正化への対応」に関して

この項では「2019年10月の消費税引上げと軽減税率制度の実施を始め、各種の制度変更が予定されていることを踏まえ、小規模事業者が円滑に対応できるよう、国、地方公共団体、支援機関が連携しつつ、広報や支援を行っていく」と記述している。しかしながら、10%への消費税増税は過去を上回る激しい消費意欲の減退を導き(注)、経済のさらなる低迷と小規模事業者の経営難に拍車をかけることが十分に予想される。

従って、この項では、2019年10月実施予定の消費税率10%増税の中止を明記すべきである。また、複数税率はコスト負担増と日常の商取引に混乱をもたらし、インボイス制度は免税事業者を商取引から排除する。複数税率とインボイス制度は中止すべきであることと、あわせて消費税の事業者免税点制度の引き上げこそ明記すべきである。

小見出し「2. 消費増税に伴う軽減税率対応…」を「2. 消費増税と複数税率・インボイス制度の中止…」に変更すべきである。

なお、「取引適正化への対応」については、消費税や原材料の転嫁だけが問題の中心ではない。アジア並みの単価押し付けをはじめとする日常的なコスト削減の要求など取引上の優越的な地位を利用する大企業の横暴の是正と公正な取引ルールの確立が求められる。そこで、「大企業の横暴の是正と公正な取引ルールの確立」を加えられたい。

(注) 川端祐一郎・藤井聡『「10%」消費増税は、過去を上回る激しい消費意欲の『減退』を導く』『中小商工業研究』2018.10 p28 - 32

以 上